

議員提出議案第三号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>第一条～第二十九条 (略) 付 則 1～29 (略)</p> <p><u>(保険料の均等割額の特例)</u></p> <p><u>30 当分の間、令和五年度以後の年度における初日の前日において、十八歳未満である被保険者（納税義務者及びその配偶者を除く。）が同一世帯に属する場合における当該被保険者に係る第十四条の四、第十五条の五、第十五条の十及び第十五条の十三の被保険者均等割額は、第十五条の四第二号及び第十五条の十二第二号の規定にかかわらず、賦課しない。</u></p> <p><u>付 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例付則第二十二項の規定は、令和五年度以後の年度分の保険料について適用し、令和四年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>第一条～第二十九条 (略) 付 則 1～29 (略)</p>